

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年2月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)及びこれに基づく政省令等により、国民年金に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の31項では、個人番号を利用することができるるのは、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 札幌市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者、任意加入者及び年金受給権者並びにこれらの配偶者、世帯員(届出等により、これから上記に該当する者、過去に住民登録をしていた上記に該当する者を含む。以下「被保険者等」という。)に係る資格適用、保険料の免除等に関する事務 ①申請書類(年金届書、保険料免除・納付猶予申請書等)を受理し、日本年金機構年金事務所に送付する。 ②申請等の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された申請書類等の審査結果について確認及び保管を行う。</p> <p>2 国民年金の請求に関する事務 ①請求書類(老齢基礎年金裁定請求書等)を受理し、日本年金機構年金事務所に送付する。 ②請求の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された請求書類の審査結果について確認及び保管を行う。</p>
③システムの名称	年金システム、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、システム基盤(税宛名)

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金事務情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局行政部行政情報課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・外部媒体を使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[特に力を入れて行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I-5 ②所属長役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させらるリスクを軽減するために適切な措置をもつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させらるリスクを軽減するために適切な措置をもつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	表紙 公表日	平成31年3月7日	令和2年11月27日	事後	公表日の変更
令和2年11月27日	I-1 ②事務の概要	<p>札幌市では、国民年金法及びこれに基づく政省令等により、国民年金に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の31項により、個人番号を利用することができるには、年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 札幌市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者、任意加入者、年金受給権者及びその配偶者、世帯員(届出等により、これから上記に該当する者、過去に住民登録をしていた上記に該当する者を含む。以下、「被保険者等」と言う。)に関する資格適用、保険料の免除等に関する事務 ①申請書類(年金届書、保険料免除・納付猶予申請書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②申請等の内容に基づき、必要に応じて、本人及び配偶者、世帯員の住民基本台帳・住民税課税台帳等の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所等より送付された申請書類等の審査結果等について確認及び保管等を行つ。</p> <p>2 国民年金の請求等に関する事務 ①請求書類(老齢基礎年金裁定請求書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②請求等の内容に基づき、必要に応じて、本人及び配偶者、世帯員の住民基本台帳・住民税課税台帳等の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された請求書類等の審査結果について確認及び保管を行ふ。</p>	<p>札幌市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)及びこれに基づく政省令等により、国民年金に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の31項では、個人番号を利用することができるには、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 札幌市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者、任意加入者及び年金受給権者並びにこれらの配偶者、世帯員(届出等により、これから上記に該当する者、過去に住民登録をしていた上記に該当する者を含む。以下、「被保険者等」という。)に関する資格適用、保険料の免除等に関する事務 ①申請書類(年金届書、保険料免除・納付猶予申請書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②申請等の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された申請書類等の審査結果について確認及び保管を行う。</p> <p>2 国民年金の請求等に関する事務 ①請求書類(老齢基礎年金裁定請求書等)を受理し、日本年金機構年金事務所等に送付する。 ②請求等の内容に基づき、必要に応じて、被保険者等の住民基本台帳・住民税課税台帳の確認を行う。 ③日本年金機構年金事務所より送付された請求書類等の審査結果について確認及び保管を行ふ。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (文言の整理)
令和2年11月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31項	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	重要な変更にあたらない。 (詳細の追記)
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点の整理)
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点の整理)
令和2年11月27日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	重要な変更にあたらない。 (誤記の修正)
令和8年2月12日	IV リスク対策 8. 人手を介させる作業	-	<p>【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】</p> <p>十分である</p> <p>【判断の根拠】</p> <p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・外部媒体を使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	重要な変更にあたらない。 (新様式への移行)